

広島県感染症発生動向月報

[広島県感染症予防研究調査会]
(平成17年12月解析分)

資料提供
平成17年12月22日
室名 保健対策室
担当者 荒川, 布施
電話(直通)228-2154

1 疾患別定点情報

定点把握(週報)五類感染症

平成17年11月分(平成17年10月31日~11月27日:4週間分)

疾患No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号	疾患No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号
1	インフルエンザ	76	0.16	0.05	↑	12	ヘルパンギーナ	15	0.05	0.09	↓
2	RSウイルス感染症	114	0.38		↑	13	麻疹	1	0.00	0.01	
3	咽頭結膜熱	71	0.24	0.14	↘	14	流行性耳下腺炎	763	2.54	0.76	↗
4	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	290	0.97	1.02	↗	15	急性出血性結膜炎	0	0.00	0.03	
5	感染性胃腸炎	1,587	5.29	6.22	↗	16	流行性角結膜炎	81	1.01	0.98	↘
6	水痘	420	1.40	1.56	↑	17	細菌性髄膜炎	1	0.01	0.02	
7	手足口病	19	0.06	0.45	↓	18	無菌性髄膜炎	7	0.08	0.08	
8	伝染性紅斑	26	0.09	0.15	↗	19	マイコプラズマ肺炎	19	0.23	0.24	↘
9	突発性発しん	153	0.51	0.61	↗	20	クラミジア肺炎	0	0.00	0.00	
10	百日咳	5	0.02	0.02		21	成人麻疹	0	0.00	0.00	
11	風しん	1	0.00	0.01		「過去5年平均」:過去5年間の同時期平均(定点当り)					

急増減	増減	微増減	横ばい
↑	↗	↘	↔
↓	↘	↗	
前月と比較しておおむね1:2以上の増減	前月と比較しておおむね1:1.5~2の増減	前月と比較しておおむね1:1.1~1.5の増減	殆ど増減なし(発生件数少数のものを含む)

定点について

定点情報は、定点把握対象の五類感染症(週報対象21疾患,月報対象7疾患)について、県内188の定点医療機関からの報告を集計して作成しています。

	内科定点	小児科定点	眼科定点	STD 定点	基幹定点	合計
対象疾患 No.	1	1~14	15, 16	22~25	17~21, 26~28	
定点数	45	75	20	27	21	188

疾患No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号	疾患No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号
22	性器クラミジア感染症	42	1.56	1.93	◁	26	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	98	4.67	5.29	▷
23	性器ヘルペスウイルス感染症	13	0.48	0.43	◁	27	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	61	2.90	3.04	↗
24	尖圭コンジローマ	24	0.89	0.45	↑	28	薬剤耐性緑膿菌感染症	9	0.43	0.42	
25	淋菌感染症	16	0.59	0.89	▷	「過去5年平均」：過去5年間の同時期平均（定点当り）					

インフルエンザ	急増（10月15件	11月76件）
RSウイルス感染症	急増（10月26件	11月114件）
水痘	急減（9月232件	10月48件）
手足口病	急減（10月41件	11月19件）
ヘルパンギーナ	急減（10月48件	11月15件）
尖圭コンジローマ	急増（10月11件	11月24件）

2 一類・二類・三類・四類感染症及び全数把握五類感染症発生状況

一類感染症 発生なし
 二類感染症 発生なし
 三類感染症 発生なし
 四類感染症 5件発生【日本紅斑熱 1件（尾三地域保健所管内）
 つつが虫病 4件（広島地域保健所管内1件，呉市保健所管内1件，
 広島市保健所管内2件）】
 全数把握五類感染症 8件発生【ウイルス性肝炎 2件（福山市保健所管内）
 クロイツフェルト・ヤコブ病 1件（尾三地域保健所管内）
 破傷風 2件（東広島地域保健所1件，尾三地域保健所管内1件）
 アメーバ赤痢 1件（広島市保健所管内）
 後天性免疫不全症候群 2件（広島市保健所管内）】

3 一般情報

【ノロウイルスによる感染性胃腸炎】

冬期には、ノロウイルスを原因とする感染性胃腸炎が増加します。
 ノロウイルスによる感染性胃腸炎は、食品や水を介して経口感染より発症します。特に食品では、二枚貝や生鮮魚介類野菜サラダ、果物、ケーキ、サンドイッチ、和え物などの食品が原因となることが知られています。食品が衛生的に取り扱われなかった場合、手指から食品を汚染し原因となることがあります。
 また、ヒトに感染すると、腸管内でウイルスが増殖し、吐物や糞便の中に多量に排出されます。これらの取り扱いを誤ると、集団生活を営む施設などでは感染が広がっていく例がしばしばあります。
 吐物や糞便を取り扱う場合には、ビニール手袋等をして処理をするとともに、次亜塩素酸ナトリウムなどで十分消毒することが重要です。
 主な症状は嘔吐、嘔気、下痢などで、通常3日程度で回復しますが、回復してからも1～2週間程度ウイルスが便とともに排泄されると言われていますので、用便後の手洗いを十分に行う必要があります。
 一般的に予後は良好ですが、高齢者や乳幼児の場合は、下痢による脱水症状を起こし、重篤になる場合がありますから注意が必要です。

【今冬のインフルエンザについて】

今シーズンのインフルエンザ流行の立ち上がりは、昨シーズンよりも早く、県内の一部の地域においては、第49週（12月5日から11日）に定点あたりの患者の報告数が1.14と、流行に注意を要する状況となっています。
 また、集団かぜの発生も昨年に比較して早めに発生しており、インフルエンザの予防に気をつけてください。

【インフルエンザの予防対策】

外出時には、マスクを着用し人ごみはなるべく避ける。
 外出先から帰宅後は、うがい、手洗いを励行する。
 食事は栄養バランスを考えたメニューを心がける。
 室内の湿度はある程度（50％～60％）に保つ。

【新型インフルエンザについて】

新型インフルエンザは、スペインかぜ（1918年）、アジアかぜ（1957年）、香港かぜ（1968年）のように毎年流行を繰り返しているインフルエンザとはまったく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。

殆どの方が新型のウイルスに対する免疫を持たないために、世界的な流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的な影響をもたらしてきました。

近年、東南アジアを中心として、高病原性鳥インフルエンザが世界的に流行しており、このウイルスが人にも感染し、死亡例が報告されています。ウイルスの変異が起こり、ヒトからヒトに感染する新型インフルエンザの出現が懸念されています。

1 新型インフルエンザ対策の策定

広島県新型インフルエンザ対策マニュアル

平成17年3月、広島県は新型インフルエンザ対策マニュアルを策定し、新型インフルエンザが発生した際に、可能な限り感染拡大を防止するとともに、健康被害を最小限に食い止めるために、適切な情報提供、事前の対策、発生後の対策等について定めました。

国の新型インフルエンザ対策行動計画

国は平成17年11月14日、新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、具体的な新型インフルエンザ対策を示しました。

【主な内容】

新型インフルエンザの発生状況に応じ、6つの段階に、更に国内非発生と国内発生に区分しそれぞれの区分ごとに「計画と連携」、「サーベイランス」、「予防・封じ込め」、「医療」、「情報提供」の5つの分野にわたり具体的な対策を策定。

都道府県への要請

- ・新型インフルエンザ対策本部の設置
- ・抗インフルエンザ薬の備蓄
- ・県の行動計画の策定
- ・医療体制の整備の推進

2 今後の県のインフルエンザ対策について

次のような対策を講じていき、新型インフルエンザ対策を推進していきます。

- ・インフルエンザ対策に必要な各種の会議を開催していきます。
- ・県の新型インフルエンザ対策マニュアルを必要に応じて改正していきます。
- ・県民、医療関係者に対する情報の提供をより充実させていきます。
- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を推進していきます。
- ・新型インフルエンザ患者の診療・治療に関する医療体制の整備を推進していきます。